

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(水先法の一部改正に係る部分)
規制の名称	水先料及び水先約款に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省海事局海技課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の水先法においては、水先人に対して、自らの事務所における水先料及び水先約款の掲示を義務付けている。当該規制は、水先人の事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、水先人は、水先料及び水先約款に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。この点、水先人の多くは、既にインターネット上で水先約款等の公表を行っており、水先料及び水先約款に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。なお、水先人が、事業規模が小さい等の事情により現在インターネット上での公表手段を有していない場合、水先料及び水先約款に関する情報のインターネット上での公表義務に対応するために不相当な負担を強いることになることから、そうした水先人に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 1,505,088円 (作業員1人×2時間×時給1,072円)×水先人数702人(R4.3.31)</p>
(行政費用)	<p>国土交通省が水先人に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、全国の水先人会によって設立された日本水先人会連合会を通じて行うことや省のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(海事代理士法の一部改正に係る部分)				
規制の名称	海事代理士による報酬の額に係る書面揭示規制				
規制の区分	改正(拡充)				
担当部局	国土交通省海事局総務課				
評価実施時期	令和5年1月～3月				
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の海事代理士法においては、個人事業主である海事代理士に対して、その事務所における報酬の額の揭示を義務付けている。当該規制は、事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、この情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>				
直接的な費用の把握	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(遵守費用)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、海事代理士は、報酬の額に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。この点、海事代理士の一部は、既にインターネットを利用して報酬の額の公表を行っており、当該規制に対応するための追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない海事代理士事務所も存在するため、そうした活動規模や活動基盤に事情がある海事代理士に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 5,092,000円 (作業員1人×2時間×時給1,072円)×海事代理士数2,375人(R4.8.31)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(行政費用)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>国土交通省が海事代理士に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、国土交通省のHPや地方運輸局での掲載や指導により周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p> </td> </tr> </table>	(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、海事代理士は、報酬の額に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。この点、海事代理士の一部は、既にインターネットを利用して報酬の額の公表を行っており、当該規制に対応するための追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない海事代理士事務所も存在するため、そうした活動規模や活動基盤に事情がある海事代理士に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 5,092,000円 (作業員1人×2時間×時給1,072円)×海事代理士数2,375人(R4.8.31)</p>	(行政費用)	<p>国土交通省が海事代理士に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、国土交通省のHPや地方運輸局での掲載や指導により周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、海事代理士は、報酬の額に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。この点、海事代理士の一部は、既にインターネットを利用して報酬の額の公表を行っており、当該規制に対応するための追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない海事代理士事務所も存在するため、そうした活動規模や活動基盤に事情がある海事代理士に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 5,092,000円 (作業員1人×2時間×時給1,072円)×海事代理士数2,375人(R4.8.31)</p>				
(行政費用)	<p>国土交通省が海事代理士に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、国土交通省のHPや地方運輸局での掲載や指導により周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>				
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>これまで事務所の所在地周辺の地域ベースで需給関係がバランスを保ってきたところ、インターネットにより広く報酬の額が公表されることで、海事代理士が不毛な価格競争に晒される可能性がある。他方、適正な価格でないと地方運輸局長が認めるときは報酬の額を改めるよう行政指導が可能のため、過剰な悪影響は起こりにくいと考えられる。</p>				
その他関連事項	<p>規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。</p>				
事後評価の実施時期等	<p>当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p>				
備考					

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(港湾運送事業法の一部改正に係る部分)
規制の名称	運賃及び料金並びに港湾運送約款に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省港湾局港湾経済課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の港湾運送事業法においては、港湾運送事業者に対して、営業所における運賃及び料金並びに港湾運送約款の揭示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国が港湾運送事業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、港湾運送事業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、港湾運送事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、運賃及び料金並びに港湾運送約款に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 1,641,388円 (作業者1人×2時間×時給961円)×事業者数854者</p>
(行政費用)	国土交通省が港湾運送事業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、日本港運協会を通じて行うことや省のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。
副次的な影響と波及的な費用の把握	特になし。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(道路運送車両法の一部改正に係る部分)
規制の名称	自動車登録番号標の交付手数料に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省自動車局自動車情報課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の道路運送車両法においては、自動車登録番号標交付代行者に対して、当該交付代行者の事業場における自動車登録番号標の交付手数料の掲示を義務付けている。</p> <p>当該規制は、事業場といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付手数料に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、自動車登録番号標交付代行者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、自動車登録番号標の交付手数料に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 898,664円 派遣料金17,282円×事業者数52者</p>
(行政費用)	<p>規制の対象となる者は全国で50程度であり、規制新設に当たっては事業者で構成される全国団体に通知すれば足りるため、新たな行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>自動車登録番号標交付代行者は概ね各都道府県に1者程度しか指定を受けておらず、且つ求められる遵守費用は少額であり、当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。</p>
その他関連事項	<p>規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。</p>
事後評価の実施時期等	<p>当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p>
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内航海運業法の一部改正に係る部分)
規制の名称	内航運送約款に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省海事局内航課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の内航海運業法においては、内航運送をする内航海運業者に対して、営業所その他の事業所における内航運送約款の掲示を義務付けており、荷主等は必要な情報を確認するためには営業所その他の事業所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国土交通省が内航運送をする内航海運業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、インターネット公表を促すことも考えられるが、荷主等の必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を内航運送をする内航海運業者に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、内航運送をする内航海運業者は、内航運送約款をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、対象となる内航海運事業者は少数であるため、内航運送約款のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模な内航海運事業者も存在すると想定されるため、そうした内航海運事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 68,608円 (作業員1人×2時間×時給1,072円)×事業者数32者(R4.3.31)</p>
(行政費用)	国土交通省が内航運送をする内航海運業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、事業者団体からの周知や説明会等で足りるため、行政費用は発生しない見込みである。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと想定される。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(航空法の一部改正に係る部分)
規制の名称	運賃・料金・運送約款に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省航空局航空事業課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	現行の航空法においては、本邦航空運送事業者に対して、営業所その他の事業所における運賃及び料金並びに運送約款の揭示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所その他の事業所に赴く必要があるところ、国民の利便性等の向上を図る観点から、インターネットに当該情報を掲載し公衆の閲覧に供することとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。 また、既に当該情報を掲載している事業者も多くあり、実際にはさらに低い費用となることが想定される。 ○遵守費用総額(見込):167,376円 (作業員1人×2時間×時給1,268円)×航空運送事業者数66者(R4.12月現在)
(行政費用)	航空運送事業者に対する周知は、業界団体や地方航空局等を通して実施することが可能であるため、行政費用が生じることは想定されない。
副次的な影響と波及的な費用の把握	いずれも影響は限定的
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(土地区画整理法の一部改正に係る部分)
規制の名称	所有者等を確知できない場合の通知に代わる公告に係る掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の土地区画整理法においては、土地区画整理事業の施行者に対して、仮換地の指定、従前の宅地の使用収益の停止又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合に、直接施行しようとする際にはその旨を当該建築物等の所有者及び占有者に通知することとしているが、所有者等を過失なく確知できない場合には、通知に代えて、施行地区内の適当な場所における掲示や官報等への掲載により移転又は除却する旨の公告を行うことを義務付けている。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国土交通省や都道府県知事等の土地区画整理事業の認可権者が、文書の発出等により、施行者に対してインターネットを利用した公告を促すことも考えられるが、必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における掲示や官報等への掲載による公告の義務に加え、インターネットを利用した公告の義務を土地区画整理事業の施行者に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネットを利用した公告を土地区画整理事業の施行者の義務に加えることにより、施行者は公告をインターネットを利用して行うための対応が必要となる。</p> <p>なお、現在インターネット上でウェブサイト等を有していない小規模な土地区画整理事業の施行者も存在すると想定されるところ、そうした小規模な土地区画整理事業の施行者に対しては、インターネットを利用した公告の義務を適用させないこととする予定。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 約169,000円 (作業員1人×1時間×時給2,347円)×推定事業数72</p>
(行政費用)	国土交通省が土地区画整理事業の施行者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、メール等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。
副次的な影響と波及的な費用の把握	副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(倉庫業法の一部改正に係る部分)
規制の名称	倉庫業法(昭和31年法律第121号)第9条に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の倉庫業法においては、倉庫業者に対して、営業所における料金表等の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所等に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国が倉庫業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、倉庫業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、倉庫業者は、料金等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、倉庫業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、料金等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるため、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 約0.29億円 (作業員1人×2時間×時給2,172円)×業者数6,732者</p>
(行政費用)	<p>国が倉庫業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、通知の発出や関係者が集まる会議での報告、国交省のHPへの掲載等、周知のために特段の費用がかからない場合も想定されるため、行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	基本的に発生しない。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(貨物利用運送事業法の一部改正に係る部分)				
規制の名称	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第9条及び第27条に係る書面揭示規制				
規制の区分	改正(拡充)				
担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室				
評価実施時期	令和5年1月～3月				
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の貨物利用運送事業法においては、貨物利用運送事業者に対して、営業所等における料金等の揭示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所等に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国が貨物利用運送事業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、貨物利用運送事業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>				
直接的な費用の把握	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(遵守費用)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、貨物利用運送事業者は、料金等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、貨物利用運送事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、料金等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 約1.3億円 (作業員1人×2時間×時給2,172円)×事業者総数29,864者</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(行政費用)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>国が貨物利用運送事業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、通知の発出や関係者が集まる会議での報告、国交省のHPへの掲載等、周知のために特段の費用がかからない場合も想定されるため、行政費用は発生しない。</p> </td> </tr> </table>	(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、貨物利用運送事業者は、料金等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、貨物利用運送事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、料金等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 約1.3億円 (作業員1人×2時間×時給2,172円)×事業者総数29,864者</p>	(行政費用)	<p>国が貨物利用運送事業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、通知の発出や関係者が集まる会議での報告、国交省のHPへの掲載等、周知のために特段の費用がかからない場合も想定されるため、行政費用は発生しない。</p>
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、貨物利用運送事業者は、料金等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、貨物利用運送事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、料金等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 約1.3億円 (作業員1人×2時間×時給2,172円)×事業者総数29,864者</p>				
(行政費用)	<p>国が貨物利用運送事業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、通知の発出や関係者が集まる会議での報告、国交省のHPへの掲載等、周知のために特段の費用がかからない場合も想定されるため、行政費用は発生しない。</p>				
副次的な影響と波及的な費用の把握	基本的に発生しない。				
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。				
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。				
備考					

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(貨物自動車運送事業法の一部改正に係る部分)
規制の名称	運賃及び料金等に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省自動車局貨物課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の貨物自動車運送事業法においては、一般貨物自動車運送事業者に対して、営業所等における運賃及び料金等の揭示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所等に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国土交通省が一般貨物自動車運送事業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、一般貨物自動車運送事業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、一般貨物自動車運送事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、運賃及び料金等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上でHP等により情報発信を行っていない事業者等も存在するところ、そうした事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用しないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 200,528,896円 (作業員1人×2時間×時給1,733円)×事業者数57,856者</p>
(行政費用)	<p>国土交通省が一般貨物自動車運送事業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定されるが、国土交通省HPへの掲載等による周知・広報を見込んでいることから、「行政費用」は生じないものと想定される。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定される。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に係る部分)				
規制の名称	登録住宅性能評価機関に係る書面揭示規制				
規制の区分	改正(拡充)				
担当部局	国土交通省住宅局住宅生産課				
評価実施時期	令和5年1月～3月				
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の住宅の品質確保の促進等に関する法律においては、登録住宅性能評価機関に対して、事務所における登録の区分等の揭示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには事務所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>国土交通省が登録住宅性能評価機関に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、登録住宅性能評価機関によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>				
直接的な費用の把握	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(遵守費用)</td> <td> <p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、125の登録住宅性能評価機関は、登録の区分等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、登録住宅性能評価機関の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、登録の区分等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 754,250円 (作業員1人×2時間×時給3,017円)×機関数125</p> </td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>事務連絡の発出等において対応する予定であるため、特段の費用は発生しない。</td> </tr> </table>	(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、125の登録住宅性能評価機関は、登録の区分等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、登録住宅性能評価機関の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、登録の区分等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 754,250円 (作業員1人×2時間×時給3,017円)×機関数125</p>	(行政費用)	事務連絡の発出等において対応する予定であるため、特段の費用は発生しない。
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、125の登録住宅性能評価機関は、登録の区分等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、登録住宅性能評価機関の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、登録の区分等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 754,250円 (作業員1人×2時間×時給3,017円)×機関数125</p>				
(行政費用)	事務連絡の発出等において対応する予定であるため、特段の費用は発生しない。				
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の導入による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。				
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。				
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施する。				
備考					

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に係る部分)
規制の名称	料金・約款に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省自動車局旅客課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)においては、自動車運転代行業者に対して、営業所における料金、約款の揭示を義務付けている。</p> <p>当該規制は、営業所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、インターネットによる閲覧等を可能とし、国民等がいつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましいので、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>自動車運転代行業者は、料金、約款に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となるが、既にインターネットを利用して広告等を行っている自動車運転代行業者においては、料金、約款に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上でHPやSNS等により情報発信を行っていない事業者も存在するところ、そうした事業者に対しては、インターネット上で公表する義務を適用しないこととしている。</p> <p>○遵守費用総額(見込): 108,685,248円 (作業員1人×8時間×時給1,676円)×事業者数8,106者(R3.12月時点)</p>
(行政費用)	国土交通省・都道府県より自動車運転代行業者に規制の内容を周知・広報を行う際には、通知の発出やHPでの周知といった方法が考えられるところ、行政費用は発生しないものと考えられる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。
その他関連事項	規制の検討段階等で事前評価の実施・利用はしていない。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。また、事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等として、インターネット上で公表した事業者数を想定している。
備考	

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(砂利採取法の一部改正に係る部分)
規制の名称	砂利採取法に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 ;
規制の目的、内容及び必要性等	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 現行の砂利採取法においては、砂利採取業者に対して、砂利採取場における標識の掲示を義務付けている。(現行法では、特段インターネットでの公表は義務付けていない。) 当該規制は、砂利採取場といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) 現行の砂利採取法においては、砂利採取業者に対して、認可に係る砂利採取場における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには砂利採取場に赴く必要がある。 この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。 都道府県知事若しくは指定都市の長又は河川管理者がガイドライン等を策定し、砂利採取業者に対してインターネット公表を促すことも考えられるが、法的な拘束力がないため、実効性を担保できず、対応しない事業者も一定程度存在すると考えられる。 国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。 なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。 また、当該規制の見直しに関しては、昨年6月3日に開催された第4回デジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき他法令における同様の書面掲示規制と共に、一斉点検が行われた結果、砂利採取法第29条に基づく標識の掲示についても、一括法律改正により対応することとなっており、政府の方針にも沿うものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須) 今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、砂利採取業者は、氏名又は名称、登録番号等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。 この点、砂利採取業者の中には、既にインターネットを利用して広告等を行っている者もあり、氏名又は名称、登録番号等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>※遵守費用については以下のとおりと仮定。 $1\text{時間当たりの人件費} = (\text{民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年)の平均給与額(年間)}) \div (\text{労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上}) \div 1.621\text{時間} \approx 3,100\text{円}$ $\text{事業者1者当たりの単価(作業者1人} \times 2\text{時間} \times \text{時給}3,100\text{円)} \times \text{事業者総数(2200者)} = \text{遵守費用総額: } 13,640\text{千円}$</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されること、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>
(行政費用)	<p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 経済産業省及び国土交通省が砂利採取業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、砂利採取業者からの申請を受け付ける都道府県等を通じてメールやHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。</p>

その他関連事項	⑦評価の活用状況等の明記 特になし。
事後評価の実施時期等	⑧事後評価の実施時期の明記 当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。 ⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 インターネット上の公表を実施した件数及び事業者数等
備考	